

見附市告示第83号

見附市消防団機能別消防団員に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市消防団機能別消防団員に関する要綱の一部を改正する要綱

見附市消防団機能別消防団員に関する要綱（令和3年見附市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第6条中「し、再任は認めない」を「する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、再任は妨げない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。